

平成二十二年一月二十九日提出
質問第五八号

地方公共団体の管理する道路や河川の補修・改修に対する財政措置に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

地方公共団体の管理する道路や河川の補修・改修に対する財政措置に関する質問主意書

地域における社会資本整備の努力により、地方公共団体の管理する道路延長は増加し、側溝の蓋かけ、電柱の移設、曲り角のスミ切りなどの機能向上を伴う補修・改修に対する住民の要望が増大している。また、局地的な豪雨に対応するには国管理の一級河川のみならず、地域内の水系を形成する準用河川の改修が重要な対策となってきた。

従前、これらの事業に係る国の財政措置については、建設優先の対応であったが、平成二十一年度に河川事業に係る事業区分の再整理により、機能向上等を伴う事業への手当がなされたことは、時宜にかなったものと認識するところである。ついては、以下五項目にわたり内閣の見解を問う。

一 地域における社会資本整備において、ストック管理や機能向上の果たす役割が大きくなってきているものと考えられるかがか。

二 局地的な災害対策の点で、水系を構成する小規模河川の改修が重要と考えるかがか。また総合的な対策は考えられているのか。

三 地方公共団体が行う道路や河川の補修・改修に対する国庫補助制度を更に充実させる考えはあるか。

四 地方公共団体が行う道路や河川の補修・改修に対する地方債措置について伺う。

五 四について、必ずしも市町村には周知されていないように危惧され、総務省と国土交通省にて更に周知に取り組んではと考えるがいかがか。

右質問する。